

令和8年度 第1回岐阜県犯罪被害者等支援計画推進会議

【議事概要】

- 1 日 時：令和8年8月19日（水）10時00分～11時40分
- 2 場 所：岐阜県庁20階 会議室2001
- 3 議事内容：犯罪被害者等支援についての意見交換
岐阜県犯罪被害者等支援計画の実施状況及び岐阜県犯罪被害者等支援計画の骨子案について、各委員等による意見交換を行いました。

議題1：岐阜県犯罪被害者等支援計画の実施状況について

（主な意見等）

（1）（公社）ぎふ犯罪被害者支援センターの相談・支援状況

（公社）ぎふ犯罪被害者支援センターから、以下の報告があった。

- ・令和7年度の相談及び直接支援活動の総件数は2,318件で、前年度比23.1%増となり過去最高を記録した。
- ・相談の約7割を性犯罪に関する相談が占めており、電話、メール、LINE等の多様な相談手段により支援を実施している。
- ・直接的支援についても、裁判所や検察庁、病院等への付添い支援を実施しており、支援件数が増加している。
- ・相談件数増加の背景として、犯罪認知件数の増加や、刑法改正によりこれまで潜在化していた性犯罪被害が顕在化した可能性がある。

（2）支援制度の周知と利用促進

- ・アンケート結果を踏まえ、被害者が利用可能な支援制度を十分把握できていない実態がある。
- ・本来利用できる制度があっても、情報が届かず支援につながらないケースがあるとすれば課題であり、制度周知の強化が必要である。
- ・支援機関につながっていない被害者への広報や情報発信の充実が重要である。
- ・被害者の状況に応じて必要な支援情報を積極的に届ける「プッシュ型支援」が重要である。

（3）生成AI・SNSによる二次的被害への対応

- ・生成AIやSNSの普及に伴う誹謗中傷や情報拡散による二次的被害について、被害者やその家族のプライバシー保護が重要である。
- ・生成AIの活用が進む中でも、専門機関への相談を引き続き周知していく必要がある。

(4) 見舞金制度の課題

- ・市町村見舞金制度について、住民票所在地等の要件により、県境をまたぐ事案では支援対象外となる場合があるのは課題である。
- ・市町村ごとに制度内容や支給要件に差があることから、制度の平準化について検討が必要である。
- ・全国どこでも一定水準の支援が受けられる仕組みについて、国を含めた検討が必要である。

(5) 人材確保及び支援体制の強化

- ・相談件数や直接的支援件数の増加に伴い、コーディネーターや支援員の負担が増加している。
- ・支援員の高齢化や男性支援員等支援員の人材不足が課題であり、人材養成や確保の取組を進める必要がある。
- ・支援制度を効果的に活用するためには、相談支援体制の強化が重要である。

(6) 教育・啓発及び生活再建支援

- ・「命の大切さを学ぶ教室」は教育効果が高く、今後も実施の充実を図ることが望ましい。
- ・講演形式に加え、法教育と連携し、児童生徒が主体的に考える機会を設けることも重要である。
- ・子どもが被害に遭う事案への対応として、学校だけでなく塾や公共交通機関等との連携強化が必要である。
- ・犯罪被害により住居継続が困難となった場合の住居支援や、離職後の就労支援について、市町村の空き家活用やハローワーク等との連携が重要である。

議題2：岐阜県犯罪被害者等支援計画の骨子案について

【次期計画の方向性】

- ・県より、次期計画については、国の第5次犯罪被害者等基本計画を踏まえ、現行計画で不足する部分を補強する方向で検討を進めることを説明した。
- ・生活再建支援、経済的支援、制度周知等の充実を図っていく方向性を示し、概ね了承された。

(主な意見等)

(1) 見舞金制度

- ・市町村見舞金制度の平準化や県境をまたぐ事案への対応について、引き続き検討が必要である。

(2) 企業等への理解促進

- ・犯罪被害者等のための休暇制度の導入促進について、経済団体や企業への働きかけを強化していく必要がある。

その他

(1) 市町村（オブザーバー）からの主な意見

- ・見舞金制度の平準化については、財源や住民理解等の課題があるものの、県が一定の方向性を示すことで、市町村としても制度改善に取り組みやすくなる。

(2) 今後の進め方

- ・骨子案の方向性について概ね了承され、次回会議において計画素案を審議することとなった。